

令和 7 年度事業目標

1 協会の基本方針について

昭和 23(1948)年、大戦後の混乱と困難が続いた時期に、有志の民間人が相寄り発足させた当法人は幾多の艱難辛苦を乗り越え、本年 77 年目の歳月を迎える。これまで数多くの先人が時代の波をこえて努力されたことへの感謝と、現在も各方面から温かいご理解やご支援をいただいていることを忘れることなく、設立の精神である「相扶相愛」を念頭に、多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに応えていく。

【当法人の基本理念】

「信頼」信頼は、注意義務を第一に考え実行するところから生まれます。信頼を得ることは、黄金を得るより難しいが、信じて頼り頼られることは無形の財産です。

「博愛」愛は人を平等にするというように、福祉においては、利己心や偏見などを捨て、人々の福祉増進のために相愛し、支えあうことを目指したい。

「誠実」誠心をもって言行すれば、影の形に添うごとく、幸福はその人に常住すといわれ、誠実はその実力にさらに大きな力を与えてくれるだろう。

福祉環境の現状や将来を展望すると、人口減に伴う現役世代の減少は、福祉を支える人的基盤を大きく揺るがしかねず、人材確保と育成は、当法人が事業継続していく上で最重要課題である。引き続き、魅力ある職場環境を構築するため、給与制度の見直しや評価制度の導入について検討していく。

また、医療と福祉の連携や地域福祉の推進、虐待防止や感染症対策、危機管理など、社会福祉法人に求められる役割が年々増えていく中、各施設の取り組みや福祉職の魅力について様々情報発信していくこととする。

昨年度より実施した、保育、高齢、障害の 3 部門体制を継続し、それぞれの総括管理者が主軸となって、人材確保及び収入確保、新たな福祉ニーズの開拓と状況に応じた適切な行動等、当法人が希求する事業経営目標に到達するために邁進する。

【伊賀市社会事業協会が希求する事業経営目標の視点】

- ※ 地域社会やご利用者から選ばれる福祉事業の追求
- ※ 安心して生活できる地域づくりへの協力と貢献
- ※ 人材育成をすすめ、ともに協力し合う職場環境の構築
- ※ 持続可能な財政基盤の充実強化
- ※ 新たな福祉事業開拓への挑戦及び実践

(1) 行政機関との連携

多種多岐にわたる社会福祉事業を実践する当法人は、国、三重県、伊賀市との緊密な連携を基に、従来、市場システムには馴染みにくい公的な福祉分野に深く踏み込んだ事業を展開してきた。今後とも伊賀市の福祉界の一翼を担いつつ、当法人の存在意義を高めたい。

(2) 地域との連携

広く地域社会からの要望を正しく理解し、地域に支持される福祉事業の構築や、良質な福祉施設の運営を目指す。地域や各種団体等との連携体制の一層の充実を図り、地域の子育て支援の推進や、新たな地域包括支援体制の充実を目指した地域共生社会の実現に向けて取り組む。

(3) 業務改善の必要性和人材確保

福祉分野の労働力不足は年々深刻化している。様々な求人活動を展開してはいるが、人材確保に至るまでは、現時点の人員で福祉サービスを提供するしかない現実があるため、一人当たりの労働負担の軽減や職場環境の改善、職員処遇の改善を基本とする有能な人材の離職防止策が、人材確保に有効な手段となり得る。職員一人ひとりが、モチベーションを高め、多様なメンバーを巻き込みながら進めるボトムアップ方式のリーダーシップが発揮できるよう業務改善に取り組み、前向きに主体性を示すことができる職員を一人でも多く育成する。

また、外国人介護技能実習生や留学生を積極的に採用するなど、各種団体や福祉専門学校等との協力体制を維持し、幅広い受け入れ体制を構築していく。

(4) 労務管理と職員処遇の向上

「衛生委員会」が中心となり、職員の労働環境の整備や魅力ある職場づくりに積極的に取り組むとともに、今後とも年次有給休暇の積極的な取得や残業時間の短縮を促す。

併せて、当法人の労務管理上の課題を社会保険労務士と共に順次見直し作業を実施し、時代や社会の変化に対応すべく、他法人の動向も注視しながら慎重に進めていく。

(5) 危機管理及び安全対策の強化

新型コロナウイルス感染症は5類に分類されたが、未だ終息に至っておらず、特に入所系施設においては対応に苦慮している状況である。起こりうる危機状況を想定対処することで、影響が最小限となるよう防御に努める。

各施設における防災・防犯・感染症等それぞれの対策については、社会状況等を確認しながら、事業継続計画の見直しを随時行ない、体制を整備して利用者の安全確保を徹底する。特に地球温暖化が原因とみられる異常気象が国内外で相次いで発生していることから、最新のハザードマップで、それぞれの施設の状況を再確認し、随時、災害対応マニュアルやBCP(事業継続計画)の見直しを行なう。

(6) 個人情報の取り扱い

情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が大きく広がっている。施設の利用者や職員等の関係するすべての方々の個人情報の保護について、その有用性に配慮しながら、細心の注意を払い取り扱うものとする。

(7) 虐待防止とハラスメント防止

本年度も法人内各事業所における虐待や不適切ケアについて、各部門の総括管理者が中心となって発生原因の分析や対策を検討し、全職員に周知する。また、各施設における虐待の防止、早期発見、早期対応等の体制、指針やマニュアルの見直しを随時行なうとともに、虐待防止に関わる研修を実施することで、基本的人権の尊重や合理的配慮の必要性についての意識を高める。

令和元(2019)年 6 月に職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられたことを受け、全施設でハラスメントのない職場の構築のため、各種ハラスメント研修を実施する。併せて、相談窓口の周知や業務遂行の中で、全ての関係者が互いに尊重し合う心を育むことで、より良い労働環境を目指す。また、カスタマーハラスメントについても、職員保護に向けた考え方等を利用者家族等に伝え、相当範囲を超えた言動による就業環境への悪影響の軽減のため、手に負えない場合は窓口を本部に切り替える等の対応を引き続き行なう。

(8) 情報発信

社会福祉法人が積極的に活動していくためには、利用者や家族、地域、職員からの信頼や協力が必要不可欠であることから、意見や情報を聴取するとともに、インターネットを有効活用して、積極的な情報の公開及び発信に努める。

(9) 業務効率化

保育業務支援システムや介護業務支援システム等を有効活用し、職員間のコミュニケーション等の正確性の向上を図るとともに、本年度は介護業務支援システムをクラウドに移行することで、更なる業務の効率化を図る。また、コロナ禍以降に定着しつつある研修や会議のオンライン化を有効活用し、対面開催では参加が難しいパート職員等にも引き続き研修等に参加を促すことで、業務の質の向上を目指す。

(10) 財務基盤

定期昇給による人件費の高騰や事業収入減により、施設運営は厳しさを増している。引き続き収入確保対策の強化や、情報収集及び財務分析を正しく行なうよう努める。また本年度も会計監査人と監査契約を締結し、財務基盤の強化を図る。

(11) 児童福祉分野

保育士の採用が年々難しい状況となっている。保育士定着の一つとして、本年度は、処遇改善手当の財源を活用し、保育士の賃金が手厚くなるよう一部手当や時給を見直すことで処遇を改善する。また、現在 13 の保育園を運営しているが、少子化等の影響により特に 3 歳児から 5 歳児の児童の申し込みが年々減少している。入所希望者が 30

名を下回る保育園から随時、統合についての検討に入る。本年度は友生保育園とゆめが丘保育園の統合について、保護者や地域の関係者に理解を求めている。

放課後児童クラブは、必要な人材の確保が困難なことから、昨年度の7月20日に風の丘と第2風の丘を伊賀市に返還、在籍する職員は他の放課後児童クラブ等への異動を承諾し、8施設体制となった。人材が安定したことで、運営も安定してきたことから、本年度も8施設での運営を継続したい。また、2施設で導入している支援システムを他施設でも導入していく。

(12) 高齢者福祉分野

昭和56(1981)年4月に開園した特別養護老人ホーム第二梨ノ木園の改築計画を更に具体化し、本年度に基本設計を進め、令和8(2026)年度に補助金等の申請により財源を確保し、令和9(2027)年度に建設工事を実施したい。

盲養護老人ホーム梨ノ木園や老人デイサービスセンターなしのきの利用状況は、年々厳しい状況に直面している。今後もそれぞれの施設の持ち味を発揮し、新規利用者の獲得に努める。

在宅介護支援センターなしのきは、ケアマネジャー3名体制での運営を継続し、地域ニーズに応えていきたい。

(13) 障害者福祉分野

かしの木ひろばを利用される重度障害がある方の利用が減少傾向にある。障害者自身やその家族が求めている利用ニーズを確認し、より良いサービスを提供する。また、昨年度に業務委託契約を締結した理学療法士について相談支援事業所等に情報発信し、利用者確保に努める。

身体障害者支援施設梨丘園は引き続き安定運営を継続する。また、相談支援事業所すきっぷは、指定特定相談支援事業所間の協働体制に引き続き参画し、専門性やマネジメントの更なる質の向上を目指す。

2 保育園の運営について

保育は、昭和22(1947)年に制定された児童福祉法に基づき、すべての子どもたちの健やかな心身の発達を保障しつつ、女性の社会的活動を支えることを主たる役割としてきた。基本的役割に変わりはないが、例えば、超高齢・人口減少社会の到来、女性就労の増加、就業形態の多様化、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感、子育て力・教育力の低下等、変貌する様々な要因が社会的問題となっている。これらのことを背景に、平成30(2018)年4月、改定保育所保育指針が施行されて7年が経過した。当法人では、常に「子どもの最善の利益」を基本として子どもの健やかな育ちの実現へとつながるよう、子どもの保育、子育て支援事業を推進することとする。

令和元(2019)年10月に施行された幼児教育・保育の無償化後も継続されてきた副食費

の保護者負担は、昨年度より無償化された。

(1) 一時預かり・休日保育事業

ア 一時預かり事業実施施設

みどり第二保育園“きらら”、曙保育園“ピッコロ”、
三田保育園・友生保育園・花之木保育園・長田保育園・府中保育園 7施設

イ 休日保育事業実施施設

曙保育園“ハミング”

(2) 地域子育て支援拠点事業

ア 地域子育て支援センター“すくすくらんど”

家庭や専門機関・子育て支援活動を行なう団体・各保育園のミニ子育て支援等と連携し、地域の子育て支援情報の収集を図りながら、在宅親子への子育て支援や子育てが楽しくなる諸行事を計画し、事業の一層の充実を図る。

イ 本とおもちゃルーム“ぐるんぱ”

絵本の読み聞かせや絵本への関心を高めるとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解を拡げていけるような活動に繋げていきたい。さらに、絵本ボランティアグループ“もこもこ”の協力を得ながら、伊賀市全体の就学前児童や小学校1・2年生の児童や保護者に利用していただけるよう、内容の充実に努力する。

(3) 障害児保育事業

心身障害児療育保育施設かしのみ園は、開設して40年目を迎える。本年度もかしのみ園を中心に、創設以来一貫して行なってきた早期専門療育システムの一層の充実を図り、個別的専門的療育保育と交流保育・統合保育の有機的連携をさらに促進したい。

ア 保育士、言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士、医師及び看護師による発達診断、三重県立子ども心身発達医療センターとの連携による客観的な発達状況の把握に努めながら療育保育を行なう。

イ 感覚統合訓練講師や音楽療法士等による専門的な指導に加え、伊賀児童相談所や伊賀市健康推進課、伊賀市子ども発達支援センター等と連携し、療育保育の資質を高めていく。

ウ 心身に何らかの障害がある子どもの養育に関わる相談を実施している、子育て支援“ふれあいらんど”は21年目を迎える。発達について気になる子、子育てに悩んでいる保護者等への相談、指導、援助を充実させると共に、伊賀市子ども家庭支援課の保健師との連携を密にし、在宅親子への支援を行ない、早期からの療育につなげたい。

エ 地域との連携体制の充実を図りながら、併せて障害福祉サービス事業所“かしの木ひろば”や身体障害者支援施設“梨丘園”と連携し、すべてのライフステージに注目していくものとする。

(4) 放課後等デイサービス事業及び日中一時支援事業

ア 放課後等デイサービス事業所 “ヴェルデ ドゥ”

放課後において、障害児が日常生活における基本的動作及び集団活動に適応できるよう、また、生活能力を向上させ社会との交流が図れるよう、適切な指導及び訓練を実施する。

イ 障害児日中一時支援事業所 “ヴェルデ”

小学生以上の障害児の昼間における活動の場を確保するとともに、保護者の就労支援及び介護の負担軽減を図るために実施する。

(5) 放課後児童健全育成事業

- ・ みどり第二保育園所管…児童クラブ “フレンズうえの” “第2 フレンズうえの”
- ・ 曙保育園所管…児童クラブ “キッズうえの” (長期休暇中は午前 7 時 30 分より開所) “ふたば”
- ・ 花之木保育園所管…児童クラブ “成和西” “成和東”
- ・ 府中保育園所管…児童クラブ “ウイングうえの”
- ・ いなこ保育園所管…児童クラブ “ふえるまーた”

(6) 食育の推進

ア 生活や遊びの中で、栽培活動やクッキング等の食に関わる体験を積み重ね、楽しく食べる経験を通して「食を営む力」の基礎を培う食育を実践していく。

イ からだをしっかりと使って遊び、おいしく食事ができる生活リズムの形成に取り組む。また、家庭と連携を図り保護者の協力のもと、望ましい食習慣を定着させ、心身の健全育成を図っていく。

ウ 府中保育園、みどり第二保育園、いなこ保育園において実施している幼児の完全給食は、子どもにも保護者にも好評である。その成果や課題等について引き続き検証しながら、他園へも導入を進めていきたい。

(7) 地域交流及び情報発信

ア 地域交流

- ・ お年寄りとのふれあい会等を実施し、子どもたちには他者を敬愛し、様々な教えを受ける気持ちが養われるように、また、お年寄りには長年培ってきた知識や経験を、子どもたちと関わる中で活かしていただくものとする。
- ・ 家庭や地域で希薄になってきている異年齢児とふれあう体験を増やす。
- ・ 小学生・中学生・高校生の育ちのための教育内容にも貢献するために高校生の保育体験、インターンシップ、小・中学生の福祉体験等を受け入れる。

イ 情報発信

- ・ 平成 26(2014)年度から受審している“みえ福祉第三者評価”は、本年度は 2 施設で受審することとする。職員による自己評価、第三者評価機関による訪問調査等を

通して、保育園運営に対する現状把握や気づき、課題や改善点等を職員間で共有し、今後の保育園運営や職員の資質向上に役立てたい。さらに評価結果を保護者や地域の方々に広く周知するため、当法人ホームページ等で公表し、保育園の取り組みを理解していただく。

(8) 安全対策の充実

ア 令和 5(2023)年 4 月より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を保育所等においても策定することが義務付けられたことにより、施設安全推進委員会が中心となって安全計画を作成しているが、今年度は内容を再確認しながら見直しを進める。

また、施設内外の安全管理については、従来から各園で行なってきた安全点検を継続する。また、屋外遊具は、平成 26(2014)年 6 月に、国土交通省が示した「遊具の安全に関する基準(改訂版)」に従って、本年度も専門技術者に点検を依頼するが、日常点検は全職員が確実に実施できるよう努める。

イ 各施設の地域・地形等を考慮して、起こりうる自然災害等に的確に対応できるように対応策の再検討を行なう。BCP（事業継続計画）を実行性のあるものにしていくため、各園の安全計画、並びに防災計画に基づき、安全防災体制の一層の充実を図る。

ウ 施設侵入者等の不審者から子どもの安全を守るため、マニュアルの見直しを行なうとともに、防犯訓練等を継続して行なう。

エ 保健衛生感染症対策研究会が中心となり、感染症対策や健康管理について様々な対策を実施している。また、献立検討会・わかば会給食部会では、平成 31(2019)年 4 月に改訂された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を十分活用し、全職員が子どもの健康及び安全に関する共通認識を深めていきたい。さらには、嘱託医をはじめ医師会や保健所等専門機関と連携の上、あらゆる子どもの健康管理の一層の充実を図る。

(9) 業務効率化推進事業

令和 5(2023)年度に全施設への導入が完了した保育 ICT システムは、成果や課題等について検証し、保護者や職員のニーズをくみ取りながら、新たな活用方法にチャレンジし業務効率化を進める。

(10) 職員研修体制の充実

ア 全保育関係職員を対象とした研修組織わかば会では、これまで「環境を工夫した保育」に取り組んできた。子どもが主体的に遊びを選び、遊び込める環境（人的・物的）を工夫し「子どもを中心とした保育」を展開するには、まだまだ研究の継続が必要である。伊賀市としても、「伊賀市保育計画」に基づき、“「あ〜楽しかった！」の毎日を保育の根っこに”という理念のもと、保育園全体が、子どもの主体性を育

む保育、いわゆる自ら考え行動できる子どもを育てる保育を目指している。併せて子どもの発達を踏まえた保育環境を提供するために、年齢別保育を組み合わせた公開保育を行なっていきたい。特に乳児保育では、発達の土台となる感覚を刺激する遊びや粗大運動を多く経験できるように環境を整え、子どもの育ちを丁寧にサポートできる質の高い保育を目指す。

イ 平成 30(2018)年度より県主催で実施されている「保育士等キャリアアップ研修」には、本年度も保育現場におけるリーダー的職員が参加し、専門性の向上を図るための研修機会を充実させる。

ウ 平成 27(2015)年度より県主催で実施されている「放課後児童支援員県認定資格研修」には、当法人が実施している児童クラブ 8 施設の児童支援員約 26 名がこれまでに資格を取得している。業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得と実践する際の基本的な考え方や心得を認識するため、引き続き研修機会を充実させる。

エ 人権、ハラスメント、虐待、不適切な保育防止等に関する様々な研修に参加し、正しい知識を身につけるとともに「虐待に関する自己チェックリスト」を活用しながら各自の意識向上や適切な支援内容の向上を目指す。

オ 各園で実施している自己評価については、全職員で共通理解を持って取り組んでいく。評価の結果を踏まえ、課題を見出し、保育内容の改善を図ることによって、保育の質の向上につなげる。

カ 最近の児童をめぐる様々な問題を洞察し、的確な判断や行動ができる福祉従事者となるよう、幅広い分野の外部研修（オンライン研修を含む）等にも積極的に参加し、資質向上に努める。

3 高齢者福祉事業の運営について

国民の約 3 人に 1 人が 65 歳以上（うち 20%が認知症患者）、約 5 人に 1 人が 75 歳以上となる「2025 年問題」の到来を迎えた。社会保障制度の崩壊、経済活動の縮小、労働力人口の減少、ビジネスケアラー（仕事をしながら介護をする人）の増加など、日本社会全体をみてもさまざまな懸念材料が考えられる。

高齢者世帯の 7 割を、単身または夫婦 2 人世帯が占めると見込まれており、介護サービスの需要は増え続けることが予測される。しかし、介護業界の人材不足は特に深刻で、政府は何年も前から対策を講じてきたにも拘わらず、前年度における介護職員数は、介護保険がスタートした 2000 年以来初めて減少に転じた。

2024 年の調査では介護事業者の倒産件数は過去最多を記録し、2025 年は“介護崩壊”が始まる可能性のある年だとも言われている。現在のところ高齢者人口の増加は過渡期であり、ピークを迎える 2040 年にはさらに深刻化することは明らかである。

当法人が担う高齢者施設では、従来からの考え方や価値観を見直し、社会構造の変化に対応するためにしっかりと足元を見つつ、質の高い介護の実践と福祉サービスの品質向上に努め、誠実な運営を継続することで、地域社会からの当介護施設の信頼度を高めていきたい。

(1) 感染症について

職員と利用者が密に接する場面が多い介護現場では、大規模クラスターの発生リスクが高いため、徹底した感染症対策を継続する。

新型コロナウイルス施設内感染の経験を活かし、必要な介護サービスを中断することなく提供できるよう、BCP(事業継続計画)の充実に努める。

(2) リスクマネジメントについて

介護施設では転倒、転落、誤嚥、誤薬、交通事故、離設事故(施設外徘徊)等、様々な事故が想定される。全て利用者の生命に関わる事故であるが、知識と経験または介護ロボット等を活用した管理によりリスクを軽減することは可能である。ヒヤリ・ハット、事故事例の原因を調査研究し、再発防止に取り組むことで施設の安全管理を徹底する。

(3) 福祉教育機関との連携について

各種学校との連携を図り、介護実習や体験学習希望者を積極的に受け入れ、福祉教育の推進に協力するとともに、将来の職員採用に繋げていけるように努める。

(4) 虐待防止委員会及び身体拘束廃止委員会について

高齢者虐待防止法で定義されている身体拘束を含む身体的及び心理的虐待の報告件数は、全国的に増加傾向にある。虐待防止委員会を中心として、虐待が発生する原因や状況調査、事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備等を確認し、外部に開かれた施設を目指す。

(5) 食事と栄養管理について

利用者の日々の楽しみである食事は、味・栄養だけではなく地産地消を心掛け、行事食や手作りのおやつを通して季節を感じてもらえるように創意工夫する。

食材価格が高騰する中、量や質を吟味することにより、内容の充実した食事を提供できるよう、業者からの納品については、価格を含めて定期的に比較検討を行なっている。

また、計画的な栄養ケアマネジメントを行ない、健康状態や咀嚼・嚥下機能、嗜好を考慮し、個々のニーズに合った食事を提供することで、生活の質の向上をサポートしたい。

(6) 防災・防犯について

豪雨災害や地震、侵入者による放火・殺傷事件等を教訓として、関係機関や地域住民との連携を含めた実践的な防災・防犯訓練及び防災教育を実施し、非常時のBCP

(事業継続計画)を充実させる。

伊賀市社会福祉法人連絡会を通して市内の他法人と連携し、災害時の事業継続に必要な設備や備品について情報を共有することにより、相互支援ができるような体制を構築する。

(7) 職員の健康管理とハラスメント対策について

労働安全衛生法に定められている安全衛生教育、健康診断及びストレスチェックの実施等、嘱託医や産業医と連携を取りながら安全衛生管理体制を確立する。

職員間の各種ハラスメント及びカスタマーハラスメントに対して適切に対応することで、職員が安心して働き続けることができる環境を守る。

(8) 生産性の向上について

限られた人数で専門性の高いサービスを提供するためには、職員がいきいきと働くことができるよう業務改善につなげる、いわゆる生産性の向上に関する取り組みが求められることとなった。

生産性向上委員会を中心に、業務内容の「ムリ、ムダ、ムラ」を精査し、効率化をしていくことで、人的・時間的余裕を生み出す。その結果を人材育成やご利用者対応の時間に充て、サービスの質の確保と職員のスキルアップに努める。

——— 盲養護老人ホーム梨ノ木園 ———

高齢視覚障害者の生活拠点としての役割を担うため、職員一人ひとりが専門的支援技術を習得する。また、福祉関係機関をはじめとする多くの方々に視覚障害者施設の特色を発信し、施設の存在意義を確立していきたい。

(1) 利用者満足度を高める個別支援の充実

多様化する利用者ニーズに応じた個別支援を実践し、専門性に配慮した柔軟な支援を行なう。また、地域の社会資源も活用できるよう利用者への情報提供を行なう。

(2) 丁寧な言葉遣いの徹底

利用者及び職員など、誰に対しても丁寧な言葉遣いを基本とし、適切な接遇態度で業務に取り組む。

(3) 入所率上昇に向けての取り組み

全国的に養護老人ホームの入所率が低下している。自治体による「措置控え」や「施設運営費負担の誤認識」に加え、入所要件が厳しいということが主な原因と考えられる。そのうえ盲養護老人ホームは今もなお社会的に認知されていないという状況があるため、県内外の自治体をはじめ、相談支援事業所、地域包括支援センター等への入所案内文書を引き続き送付するなど広報に努める。

また、令和6年度に続き、県内の視覚障害者を対象とした施設見学会を開催し、施設の雰囲気や食事などの内容を直接感じていただくことで、入園に繋げていけるよう

にしたい。

(4) 介護予防の充実に努める

利用者が要介護状態にならずに自立した生活を継続できるよう、無理なく身体を動かす機会を設けることで自立支援・介護予防活動に努める。

(5) 地域における在宅福祉の充実

生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)を活用しながら、生活困窮者、精神疾患など様々な背景を抱えた視覚障害者の在宅生活を支援する。

(6) 情報共有の効率化

常に変化する利用者の健康状態やニーズを把握できるよう職員間の情報共有を徹底し、日常業務のムダをなくすことでサービスの生産性向上に努める。

特別養護老人ホーム第二梨ノ木園

利用者とその家族、職員から選ばれる施設であるためには、何が必要かを常に探求し、チーム全体で時代の変化に対応できる新しい施設づくりの準備を始める。協力医療機関とさらに密な連携を図り、感染症を含む高度化する医療ニーズに対応できる体制を構築し、利用者が家族とともに、その人らしい生き方を最期までできるよう、職員一丸となり支援を実践する。

(1) 年間稼働率 95%、ショートステイ 85%を維持し安定的な運営を実施する

居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、各医療機関との連携を強化し、空床期間の削減を実施する。

(2) 専門職として自覚を持って行動する

「丁寧な言葉遣いはプロの証である」というモットーを掲げ、全職員がこれを共通認識し、対人援助に関わる職員として、誰に対しても親切な接遇態度で業務を行なう。

(3) 業務改善を心掛ける

従来の固定概念を見直し、職員一人ひとりが相互に相談できる体制を大切に、前向きな姿勢の取り組みを追求し、充実した業務改善を実施していくことで、サービスの質や生産性向上を図る。

(4) 自ら学ぶ姿勢を身につける

職員は、各種委員会・検討チームに所属し、自ら学ぶ姿勢を持つ。法令順守はもとより、日々変化する感染症対策や、新しい知識・技術を身につける事でチーム全体のスキルアップを図る。

デイサービスセンターなしのき

利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者の立場に立った援助を実践する。また、心身機能の維持や社会的孤立の解消を図るとともに、地域から必要とされるデイサービス

スセンターを目指し、利用者の確保に努める。

- (1) 毎月発行する施設広報紙「かざぐるま」の発行を通して、当センターの情報や事業内容を地域の皆様にお知らせし、関心を持っていただけるように努める。また、地元住民の方々との関わり（いきいきサロン、保育園児との交流等）を密にすることで、地域の中で選ばれる事業所を目指す。
- (2) 利用者の心身状態を把握し、身体機能の維持・向上を目的とした通所介護計画書（予防通所介護計画書）を作成し、ニーズに対応した質の高いサービスの提供に努める。
- (3) 認知症高齢者や中・重度の要介護者を積極的に受け入れ、利用者一人ひとりの特性やニーズに合わせたサービスを提供することで、可能な限り居宅で自立した日常生活が継続できるよう支援する。また、ご家族の介護負担の軽減に繋がるよう支援する。
- (4) 四季折々の季節や行事を味わえるよう食事を工夫し、利用者が食に喜びを感じられるよう個々の利用者に合った食事(特別メニュー・カロリー・形状)を提供する。
- (5) 全職員が社会福祉の担い手として、利用者を第一に考え、信頼関係を濃密に保ち、安心していただける関係づくりに努める。
- (6) 利用者の在宅生活を継続できるように、ケアマネジャーとの連携を図り、家族支援の一層の工夫と取り組みに努める。

在宅介護支援センターなしのき

要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域や居宅において、利用者が望む自立した生活を営むことができるよう支援する。また、利用者の状態等に応じた適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅サービス計画の作成を行なう。

- (1) 介護サービス提供のプロセスにおいては、関係機関との連携の下、随時調整や担当者会議を開催することで、適切なサービスの提供が維持できるように、継続したケアマネジメント及び給付管理を行なう。
- (2) 伊賀市社会福祉協議会との連携により、地域のサロン等で介護予防教室・家族介護教室を実施することで、認知症予防や生活の質の維持、また介護保険制度や福祉サービス等への理解を深めていただけるよう地域住民へ積極的な啓発に努めたい。
- (3) 民生委員や地域住民、ボランティア等のインフォーマルサービスを有効活用するため、地域福祉コーディネーターと連携し、近隣や地域と積極的に関わっていく。また、事例検討会や地域ケア連絡会等に参加し、現状や問題点を把握することで地域福祉の向上に貢献したい。
- (4) 緊急時における対応を円滑に行なえるよう、感染症や災害発生時の業務継続計画の運用及び独居高齢者の急変時における対応を想定した居宅介護支援を行なう。
- (5) 地域住民のさらなる新規相談ニーズへの対応や相談援助の質を高めるため、業務効率

化や相談受け入れ体制の整備を図る。

4 障害者福祉事業の運営について

————— 身体障害者支援施設梨丘園(りきゅうえん) —————

障害者支援施設は障害のある方々の日常生活全般を支援する専門機能を有した施設として利用者ニーズは高い。また、緊急時の受け入れ等、地域生活支援における重要な役割を担っている。

「自宅にいるような安らぎと、その人らしい生活」を基本姿勢とし、利用者の暮らしを大切に、充実した日々を送る事が出来るように支援する。また、利用者の重度化・高齢化が進んでおり、理学療法士等の訓練を受けながら一人ひとりの身体機能の維持向上を図り、個々に対応したきめ細やかなサービスの提供に努めることを目標とする。

(1) 支援の充実と業務の効率化について

正しい接遇マナーを身につけ、より質の高いサービスを提供する。支援システムを有効利用し、職員自ら業務改善に意欲をもって向き合う。また一人ひとりがチームの一員として、責任をもって課題解決に取り組む。

(2) 施設的环境整備について

老朽化に伴い修繕が必要な設備が多くなってきている。早急に修繕等を行ない快適な環境の整備に努めるとともに、充実した生活ができるような改修も進めていく。

(3) 利用者の高齢化及び重度化への対応について

移動や移乗時等の転倒・怪我予防のため、体力や機能維持の方法、リハビリテーションを利用者とともに学び実践する。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、コミュニケーションの機会を増やし、メリハリのある生活環境を提供することで意欲向上に繋げる。

(4) 感染症の対応について

日頃から利用者や職員の健康状態の把握と体調の変化に留意し、感染症予防に取り組む。また、感染症発生時には、蔓延防止対策を講じ、業務継続が円滑に遂行できるよう努める。

外出・外泊等の制限をなくし、本年度よりコロナ前の生活に戻すが、ご家族やボランティアの皆様には引き続き感染症対策の協力をお願いする。

(5) 防災と防犯について

いつ起こるか分からない自然災害や傷害事件に備え、併設施設及び関係機関や地域住民との連携を図る。防災訓練や研修を重ねることで、災害発生時にサービスの提供を継続できる体制を充実させる。

(6) 地域生活支援について

短期入所を活用し、緊急時の迅速な支援を提供することで、地域にお住まいの障害

者やその家族が安心できる生活環境を保持する。

相談支援事業所すきっぷ

地域の障害者、または障害児の保護者の意思と人格を尊重し、当該利用者が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう親身になって相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行なう。

- (1) 本人及び家族の希望や目標、心身の状況や生活環境を踏まえ、障害福祉サービスや地域の社会資源を活用して、本人の目指す生活が実現できるようサービス等利用計画を作成する。
- (2) 利用計画作成後は、サービス提供事業所との連絡調整や情報共有を行なうとともに、一定期間ごとにモニタリングを実施して、本人が理想とする生活の実現に向けて課題が解消されているか、新たなニーズが発生していないか等を確認し、状況に合わせて利用計画の見直しを行なう。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、地域の障害児・者福祉の窓口として、身近で開かれた相談支援事業所を目指す。地域の課題やニーズの発掘、障害理解の啓発を行ない、利用者の希望を踏まえて、障害者支援施設、医療施設等から地域生活への移行を推進する。伊賀市障がい者地域自立支援協議会等事業への積極的参加や、他事業所との協働体制をさらに充実させ地域福祉の向上に努める

5 上野点字図書館の運営について

図書館を構成する要素は、収集する資料、それを利用する利用者、資料と利用者を結びつける職員、そして資料を保存する施設や設備である。点字図書館ではこれに加え、資料製作の協力者であるボランティアが含まれる。これらすべての要素がバランスよく充実していれば、図書館サービスは有効に機能する。

当館においては、点字資料・録音資料の貸出利用件数に大きな変化はないものの、利用登録者数が近年減少傾向にある。また、資料の製作を担うボランティア数の減少は全国的に進んでおり、活動者の確保は大きな課題となっている。

長期にわたり利用される施設であり続けるために、現利用者をはじめ、これから利用する人への点字図書館サービスの認知拡大と、資料製作体制の改善に向けたボランティアの獲得に努める。

(1) 本年度重点目標

ア 利用者拡大のための広報活動

施設及びサービス内容の認知度向上のため、近隣の自治体や関係団体との連携に取り組み、利用者の拡大を図る。

イ ボランティア活動につなげる広報活動

地域住民のボランティア活動への理解や協力を促進するため、様々な機会や方法を通して啓発活動に努める。

(2) サービス業務

ア 図書の貸出

サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）や Web 図書館システム（資料検索・貸出・利用者管理業務等をオンラインで行なうシステム）を活用し、利用者の要望に応じた点字・録音図書及び雑誌の貸出を迅速に行なう。録音図書については、利用者の利便性を考慮した SD カードによる貸出をひきつづき推進する。

イ 図書情報の発信

利用者の読みたい図書の選択肢が広がり、読書活動の意欲向上の支援につながるよう、定期的に新刊図書の情報を発信する。

ウ 調査相談（レファレンス）サービス

情報収集を継続的に行ない、利用者からの相談や、一般市民、ボランティアからの問い合わせに適切に対応する。

エ プライベートサービス

資料の点訳や音訳、点字印刷や CD コピー等、利用者の要望にあわせて対応する。

(3) 製作業務

ア 点字資料の製作

利用者の求める点訳資料を正確かつ迅速に提供できるよう蔵書製作過程を見直し、人的・時間的に安定した体制を整える。

イ 録音資料の製作

パソコンによる蔵書製作体制を整え、正確で聞き取りやすい録音資料を提供する。また、テキストデিজリーの製作にも可能な限り対応する。

ウ ボランティアの育成

伊賀市・名張市の委託を受けて新規受講者を募り音訳講習会を開催し、蔵書製作に携わるボランティアを養成する。活動中の点訳・音訳ボランティアには、技術向上のための研修会を定期的に実施し継続したサポートを行なう。

(4) 相談支援業務

ア 点字の触読技術習得を目指す中途視覚障害者の要望に応じて、触読訓練を実施する。

イ 希望者には、読書に必要な録音図書再生機等の貸出及び機器操作の支援を行なう。

ウ 利用者の意向や希望に沿った関係機関・団体に繋がるよう、的確な情報を提供する。

(5) 啓発活動業務

ア 点字図書館資料の紹介

関係団体等が開催するイベントに参加し広報を行なうことにより、当館事業の周知

を図る。

イ 小学校での出前授業

点字学習や障害理解など福祉体験学習への職員派遣要請があれば、適宜対応する。
授業で使用する点字器や点字図書館資料など希望に応じて貸出を行なう。

ウ 点字名刺の製作

名刺への点字加工を行なうことにより、点字が広く社会に普及するよう努める。

(6) 受託業務

ア 伊賀市・名張市の委託を受けて、点字奉仕員等養成事業、伊賀市の委託を受けて点字広報・声の広報等発行事業に取り組む。

イ 三重県及び県内各市町の選挙管理委員会から点字投票に係る業務の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

ウ 官公庁や各種団体等から資料の点訳・音訳業務の依頼があれば、随時対応する。

(7) その他

ア 職員の専門的知識・技能の習得

全国視覚障害者情報提供施設協会、中部ブロック点字図書館等連絡協議会等、関係団体が主催する研修会に職員を派遣し、技術の研鑽及び情報の収集に努める。

イ 関係機関・団体との連携

行政、ボランティア団体、障害者団体、法人内各施設等との連携・協力を深め、事業の効果的な推進に努める。

6 伊賀市盲人ホームの運営について

盲人ホームの目的は、三療師(はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師)資格を有する視覚障害者に、自身での開業又は就業までの期間において施設の利用を認めるとともに、施療技術の向上を支援し、利用者の自立を図ることである。

当ホームが伊賀地域において、昭和 35(1960)年から 60 余年の長期にわたり、三療を目指す視覚障害者の就業研修に対する要望を受け入れる施設として機能してきたことは、視覚障害者福祉政策の一環として大きな意味を持つものといえる。また、平成 18 年からは伊賀市指定管理者制度に基づき、当法人が指定管理者として 20 年間運営を続けてきた。

しかしながら、「あん摩マッサージ指圧師」業務に従事する視覚障害者数は年々減少し、はり師及びきゅう師についても同様で、全国的に三療師業を生業とする視覚障害者は減少してきている。この傾向は伊賀市においても同様であり、伊賀市は令和 7 年度の包括協定満了を以って、盲人ホームを指定管理の対象から除外し、建物を当法人へ無償譲渡したいと申し入れてきた。

当法人としては、盲人ホームがこれまで担ってきた基本的な機能は継続しつつ、社会が必要とする新たな事業の在り方について、伊賀市と相談しながら本年度中に方向性を決

定する。

(1) 利用患者の増加

リピーターがある程度定着し、令和5年度と6年度では利用者は増加傾向にある。盲人ホームは運営上の制限があるため、利用患者の増加を図ることには難しい課題もあるが、より多くの皆様に施設の存在を理解してもらえるよう周知を図る。

(2) 視覚障害者に対する活動

設立以来、市内在住の視覚障害者が主体的に自立意欲を持てるよう諸事業の援助を行ない、地域の視覚障害者福祉会の活動拠点としての役割を果たしてきた。今後も継続して活動を実施できるよう、施設の維持管理に努める。

7 かしの木ひろばの運営について

平成6(1994)年の開園から昨年度で節目の30年が経過した。65歳迎える利用者の介護保険利用への移行や、家族の高齢化により、在宅生活が難しくなった利用者の施設入所等への移行が進んでいくと考えられる。そのため、新たな利用者の確保が最優先の課題となっている。

当施設の強みである重度の方でも入浴が可能な設備環境を活かしたサービスの提供に加え、一人でも多くの利用者の確保を目指し、利用者から要望が多かった理学療法士の機能訓練を昨年度途中から実現できた。併せて、特別支援学校や指定特定相談支援事業所等への働きかけや、広報活動を積極的に行ない、施設の認知度や機能の充実を高めていく。

障害の特性や、重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援の提供が求められており、在宅障害者が地域社会において自立した生活ができ、より一層生活の質の向上と社会参加の機会が得られるよう通所支援（生活介護事業）と在宅支援（ヘルパー事業）を連携させた支援の充実を図る。

(1) 生活介護事業

ア 個々の意思決定支援を尊重しながら個別支援計画を作成し、個々の思いやニーズ、本人の望む生活の実現に向け、地域での在宅生活を継続できるよう日々の生活の支援を行なう。また、関係機関とも連携をし、各種介護サービスを提供する。

イ 障害特性を考慮し個室での対応、個別に屋外での対応等、可能な限り個々にとって最適な環境を提供する。

ウ 人工呼吸器の使用、褥瘡等の処置、胃ろうでの食事提供等の医療的ケアを提供する。

エ 入浴、排泄などの身体介護サービスと、身体機能及び生活能力の維持・向上を目指した理学療法士による機能訓練援助を中心にサービスを行なう。併せて創作活動及び生産活動等の生きがいとなるような場の提供を工夫する。

オ 福祉作業所等施設の増加に伴い、利用者の選択肢が増えてきている。そのような状況から、かしの木ひろばは、より重度な利用者の割合が増加し、10年前は3割程

度だったが現在は 6 割超が重度障害者や車いすを利用した利用者となっており、団体での外出等は難しくなってきた。日常の介護が支援の主となってきたはいるが、小グループや個別対応での外出等の、生活の質を高める支援を実施していく。

カ 感染症防止のため、引き続き、各種感染情報の収集、防止策のアップデートを継続していく。

(2) 居宅介護・訪問介護事業

- ア 利用者が望む生活の実現のために、意思決定支援を尊重した支援ができるように、積極的な意思確認のコミュニケーションを図り、思いを実現できるような居宅介護計画を作成する。利用者がその時々で混乱しないようヘルパー全員が統一した支援を提供することで安心してもらい、在宅生活の継続や社会参加への支援に取り組む。
- イ 相談支援専門員や介護支援専門員、各種関係機関と連携、調整を密に行ない、利用者の思いに寄り添った支援を提供する。
- ウ 感染症予防や非常災害時の対策を講じ、安心安全な支援を行なう。

(3) 地域活動支援センター事業及び総合事業

- ア 移動支援事業では福祉有償運送を組み入れながら、感染症予防に努め、生活の質の向上にも寄与できるよう利用者の希望に沿った外出支援や余暇活動支援を行なう。
- イ 日中一時支援として、積極的に中高生の放課後や長期休暇時の利用を受け入れ、学校卒業後も当事業所を選んでもらえるよう関係を築いていく。
- ウ 総合事業として要支援認定者の利用を受け入れ、介護予防に努めながら、利用者や利用者家族の思いに寄り添った支援を提供する。

(4) 地域援助事業

- ア 地域に在住する方々に、音楽鑑賞などの行事開催時には声をかけ、利用者と交流する機会を作る。
- イ 将来の福祉、医療の人材育成に出来る限り寄与できるよう、福祉教育や地域との交流を促進する。施設見学や施設実習(岡波看護専門学校・伊賀白鳳高等学校等)を積極的に受け入れ、地域福祉の向上に努める。

8. 梨ノ木診療所の運営について

梨ノ木診療所は、隣接する高齢・障害者施設と効果的な医療提供体制を一層深め、利用者の健康管理に万全を期したい。

地域医療への貢献ため、健康診断の実施や入手可能なワクチンの接種情報を積極的に発信し、令和 6(2024)年 1 月より西田誠医師(整形外科医)を迎え入れ、地域に暮らす方々の健康づくりを引き続き推進していく。また、長田地区住民自治協議会と共催する「なしのき健康講座」を継続して実施し、地域の皆さまが住み慣れた家で明るく元気に生活できるよう健康管理意識の向上に寄与したい。